

既存照明のLED化（集合住宅共用部） の申請を検討されている方へ

申請できる要件は

- ① 板橋区内の集合住宅共用部にある照明器具の改修に伴い、新たにLED照明を購入して、設置工事を行うこと。
- ② 補助金交付申請時点において設置工事に着手していないこと。
- ③ 令和3年3月19日までに設置完了報告書等を提出できること。
- ④ 個人が申請する場合は、住民税及び軽自動車税を滞納していないこと
法人が申請する場合は、法人住民税を滞納していないこと
(管理組合が申請する場合は必要ありません)



対象機器の要件は



既設の照明から省エネルギー効果が高いLED照明への改修を行うこと。

今まで照明の無かった場所に新たにLED照明を付ける場合は、対象になりません。

また、工事を伴うLED照明器具への器具全体の交換、又は既存の照明器具に配線工事を行ってLED照明に交換する場合は対象となり、ランプ交換のみの場合は対象になりません。

☆ 非常灯・誘導灯は対象にならないの？ ☆

対象になります。ただし

- ・非常灯の場合、建築基準法施行令第126条の5の規定等に適合する器具への交換
- ・誘導灯の場合、消防法施行令第26条の規定等に適合する器具への交換 が条件となります。



☆ 非常灯・誘導灯の対象・対象外については次のとおりです ☆

- | | |
|--------------------------|-----|
| ・非常用照明 ⇒ 非常用LED | 対象 |
| ・非常用照明専用形※ ⇒ 非常用LED専用形 | 対象外 |
| ・非常用照明 ⇒ 一般LED+非常用LED専用形 | 対象 |
| ・一般照明+非常用照明専用形 ⇒ 非常用LED | 対象 |
| ・非常用照明専用形 ⇒ 一般LED | 対象外 |
| ・誘導灯 ⇒ 一般LED | 対象外 |
| ・誘導灯 ⇒ 誘導灯 | 対象 |

用途が変更
となるため

※非常用照明専用形とは、非常時のみ点灯するものです



◎ 申請者別添付書類 ◎

(1) 管理組合での申請の場合

- ⑦ 管理規約の写し（全て）
- ⑧ 議事録（LED照明設置に係るもの）の写し（印の無いものは不可）

(2) 個人オーナーによる申請の場合

- ⑨ 住民税及び軽自動車税納税証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。滞納の有無を確認します。
 - 令和2年9月30日以前に申請する場合は、令和元年度（平成31年度）の証明書を、
 - 令和2年10月1日以降申請の場合は、令和2年度の証明書を提出してください。
 - ※平成31年1月1日以前から板橋区に住民票があり、申請書裏面の「7区税納付状況調査に関する同意」に同意していただけるのであれば、添付は不要です。
- ⑩ 建物登記事項証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。建物の所有者・使用用途を確認します。

(3) 中小企業等による申請の場合

- ⑪ 法人住民税納税証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。滞納の有無を確認します。
 - ※ 令和2年9月30日以前に申請する場合は、令和元年度（平成31年度）の証明書を、
 - 令和2年10月1日以降申請の場合は、令和2年度の証明書を提出してください。
- ⑫ 法人登記事項証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。中小企業等であることを確認します。
- ⑬ 建物登記事項証明書（原本）
 - ※ 発行後3か月以内のもの。建物の所有者・使用用途を確認します。

以上の書類を整えて、申請してください。

◇ 申請は次の3つの方法で受付けています。



- ① 申請者本人による窓口申請
- ② 施工業者等代理人による窓口申請（委任状不要）
 - ※代理人による申請をされる場合は、互いに連絡を取り合い、申請状況を確認してください。
- ③ 郵送による申請

※ 申請受付期間 令和3年3月10日まで（予算がなくなり次第終了）

☆☆ 担当・問合せ ☆☆

板橋区資源環境部環境政策課脱炭素社会推進係（区役所北館7階 12番窓口）

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページアドレス：<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/kankyo/todokede/1005921.html>